# 使用手続の流れと注意点

| | |
|---|---|
| 国有地使用の要望 | まずは、問い合わせ先までご連絡ください。<br>場所、用途、使用期間等をお聞きし、必要に応じて概算使用料をお伝えします。<br>その上で、国有地を使用したいという要望等があれば、関係する資料に目を通し、各事項を承知・承諾の上、（様式1）土地利用計画書を提出してください。<br><br>〈問い合わせ先〉<br>Ⅰ 中国四国防衛局 企画部 施設管理課（緑化対策担当） ℡ 082-223-7166<br>Ⅱ 岩国防衛事務所 施設課 ℡ 0827-21-6195<br>Ⅲ 美保防衛事務所 ℡ 0859-34-9363 |
| 内容の審査 | 当局において要望内容の審査を行い、使用許可が可能と認められる場合は、公募の手続に入ります。 |
| 公 募 公 告 | 当局ホームページ上に募集要項（募集物件の所在地、面積、使用可能期間等）を掲載し、公募を行います。 |
| 要望書等の提出 | 募集物件が要望と合致した場合は、募集要項に示される各事項を承知・承諾の上、公募の受付期間内に（様式2）国有財産使用許可要望書、（様式3）誓約書及び（様式4）役員名簿を提出してください。<br>土地利用計画書の提出者も、公募に参加いただく必要があります。 |
| 申請者の決定 | 公募への参加者が土地利用計画書の提出者のみの場合、当該者を使用許可申請者に決定します。<br>要件を満たす参加者が複数となった場合は、抽選により使用許可申請者を決定します（土地利用計画書の提出者が使用許可申請者に選定されない場合もあります。） |
| 申請書の提出 | 使用許可申請者に決定した方は、速やかに（様式5）国有財産使用許可申請書を提出してください。 |
| 警察への照会 | 必要に応じて警察へ照会し、暴力団関係者に該当することが判明した場合は、使用許可ができません。 |
| 財務省協議 | 使用料及び使用許可開始予定時期については、この時点で申請者へ連絡します。<br>使用料は日割計算となるため、開始時期によって増減があります。<br>財務省協議の結果、使用許可ができない場合もあります。 |
| 使用許可 | （様式6）国有財産使用許可書を発行するので、使用を開始してください。<br>別途送付する納入告知書により、指定期日までに使用料を一括納入してください。 |
| 更 新<br>再 公 募<br>返 還 | 更新を希望する場合は、使用期間満了の2ヶ月前までに（様式5）国有財産使用許可申請書及び（様式4）役員名簿（前回提出分から変更がない場合は不要）を提出してください。<br>5年を超える使用期間の要望がある場合は、5年目の使用期間満了の3ヶ月前までに（様式1）土地利用計画書を提出してください。再公募の手続に入り、改めて使用許可申請者を決定します。<br>使用期間満了等に伴い使用物件の返還を行う場合は、使用期間内に原状回復を行い、（様式7）国有財産返還・原状回復届を提出してください。 |